

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則	○福島県財務規則の一部を改正する規則	一
	○福島県行政組織規則の一部を改正する規則	一
	○児童手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則	一
訓令	○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	二
	福島県企業局	
	○福島県企業局処務規程の一部を改正する規程	二
	○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	二
	福島県病院局	
	○福島県病院局処務規程の一部を改正する規程	二
	○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程	二
	正する規程	
	福島県議会	
	○福島県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令	三
	福島県教育委員会	
	○福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則	三
	○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	三
	○福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令	三
	○福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令	三
	福島県選挙管理委員会	
	○福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	四
	福島県人事委員会	
	○福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	四
	福島海区漁業調整委員会	
	○福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程	四

規則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び児童手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第三十六号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
 第九号中第二十一号を第二十二号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第四条の規定により支給される子ども手当

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第三十七号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の表人事総室の項第十八号及び第十三条の表自立支援総室の項第十五号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

別表第一の六の表福島県北農林事務所の項及び福島県南農林事務所の項中「農業基盤整備課」を「一農村整備課」に改める。

村環境整備課」を「一農村整備課」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第三十八号

児童手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

児童手当に係る知事の権限の委任に関する規則(昭和四十六年福島県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。
 本則中「第七条第一項の」の下に「認定及び平成二十二年における子ども手当の支

給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項の規定により読み替えられる同法第六條第一項の規定に係る」を、「児童手当」の下に「及び子ども手当」を、「任命権者」の下に「（当該職員の併任に係る職の任命権者を除く。）が知事である場合を除き、児童手当及び子ども手当の支給に係る職員の任命権者（当該職員の併任に係る職の任命権者を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（職員業務課）

訓 令

福島県訓令第十六号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

本庁機関
出先機関

福島県知事 佐藤雄平

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。別表第二の二の表人事総室の部職員業務課の項中「読み替えられる」と「読み替えて適用する」に改め、同項に次のように加える。

4	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の施行に関する次に掲げること。								
	第16条第1項の規定により読み替えて適用する第6条第1項の規定による子ども手当の認定								○

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県企業局

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成22年 3月31日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第5号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1課長専決事項の欄（経営企画課長特定専決事項）6中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

（経営企画課）

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月31日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第6号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第62条中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第4条の規定により支給される子ども手当

附 則

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

（経営企画課）

福島県病院局

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月31日

福島県病院事業管理者 高地英夫

福島県病院局管理規程第6号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程（平成16年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
別表第1課長専決事項の欄（病院総務課長特定専決事項）7中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成22年 3月31日

福島県病院局管理規程第7号
福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第4条の規定により支給される子ども手当

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（病院総務課）

福島県議会

福島県議会訓令第3号

福島県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月三十一日

福島県議会議長 佐藤 憲 保

福島県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県議会事務局処務規程（昭和三十五年福島県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第四条の表総務課長の項第三号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（総務課）

福島県教育委員会

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「及び児童手当」を「並びに児童手当及び子ども手当」に改める。

第十四条第三項の表総務社会教育課の項第四号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表一の項カ中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（学校経営支援課）

福島県教育委員会訓令第6号

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月三十一日

教育庁本庁

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第二福利課の項専決することができる事項の欄を次のように改める。

一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の規定により読み替えて適用する第七条第一項の規定による本庁職員に係る児童手当の認定
 二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項の規定により読み替えて適用する第六条第一項の規定による本庁職員に係る子ども手当の認定

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第七号

教 育 庁 教 育 事 務 所

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号及び第四条第七号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十一号

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会規程（昭和四十四年福島県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第四号中「半日勤務時間の割振りの変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同表中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員（専任の書記に限る。）の超勤代休時間の指定に関すること。

福島県人事委員会

福島県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局次長の専決事項の項第七号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（総務審査課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第二号

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸 徳

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程（平成二十二年福島海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の改正規定中「同条第八号から第十二号」を「同条第十二号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加え、同条第十四号とし、同条第八号から第十一号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。